HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	農村再編政策と農事実行組合 : 戦間期北海道の分析
Author(s)	坂下, 明彦; SAKASHITA, Akihiko
Citation	北海道大学農經論叢, 38, 175-202
Issue Date	1982-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10964
Type	departmental bulletin paper
File Information	38_p175-202.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

農村再編政策と農事実行組合

―― 戦間期北海道の分析 ――

坂下明彦

はじめに …… 175
Ⅰ. 戦間期北海道農政と農村再編政策 …… 177
Ⅱ.「補助金農政」の展開と性格 …… 180
1. 補助金支出構成の変化とその性格 …… 180
2.「補助金農政」と農事実行組合 …… 184
Ⅲ. 農事実行組合の展開と機能 …… 191
1. 農事実行組合の展開過程 …… 191
2. 農事実行組合の事業と機能 …… 193
(1) 生産力拡充政策と農事実行組合 …… 193
(2) 産業組合拡充運動と農事実行組合 …… 199
おわりに …… 202

はじめに

本稿は，1930年代の農村再編政策において，農会，産業組合を媒介とする国家の農村掌握の拠点として位置づけられた農事実行組合の性格をその経済的機能の側面から解明することを課題とする。もとより研究の進展状況から対象を特定地域に限定せざるを得ないが，本稿は北海道をその対象とする。以下北海道を対象とする根拠を明らかにしておく。

それは第一に，1930年代の農村再編政策と生産力拡充政策との関連における北海道の先進性にある。府県における農村再編政策は，「米と繭」という資本主義確立期の農村経済構造の破綻に対し，農家経済の縮少・整理[1]と産

1) これに関連して，1930年代の小商品生産の発展度については，中村政則に代表される停滞的見解と森武麿を代表とする発展重視の見解があり，評価がわかれている。加瀬和俊「両大戦間期における地主制衰退の論理をめぐって」(『歴史学研究』No. 486, 1980年) 参照。北海道についても湯沢誠『北海道農業論序説』を初め，いくつかの農民層分解に関する研究が存在するが，その評価については今後の課題として残される。

業組合への利用集中をその主眼とした。そこでは，植民地米移入体制下の米過剰基調を背景に流通政策が中心課題となり，生産力拡充政策は後景にしりぞいていたと考えられる[2]。それに対し，北海道においてはすでに1920年代から独自の生産力拡充政策が推進され，1930年代にはそれが農村再編政策の一環に組み込まれ，拡大・強化されたと考えられる。したがって，北海道においては，戦時体制下の「生産力拡充政策」が30年代の農村再編政策期においてすでに先取りされていたと考えられる。

第二は，農村再編政策の主柱をなす産業組合展開における位置である[3]。北海道の産業組合は1920年代には近畿一東北という展開序列の後方に位置していたが，30年代拡充期には販売事業を主導として全国的にみても目ざましい事業展開をみせる[4]。こうした先進＝典型事例分析により，1930年代産業組合の展開条件が明らかとなると考えるからである。

第三に，北海道の農村再編政策においては，以上の生産力拡充政策と金融，流通政策が統一化されており，府県に比し，より「合理的」政策が展開されたと考える。それが可能であったのは，両政策の代行機関たる農会，産業組合の下部機関として農事実行組合が位置づけられ，生産力拡充政策を基礎に金融，流通政策が展開する条件が農村末端組織の中に与えられていたからである。

本稿では，以上の見通しを持ちつつ，第三の点に注目し，農事実行組合の機能を解明していくが，その方法について次に述べておこう。

北海道は，府県と異なり自然村的基礎を欠き，農事実行組合の設立にも官庁指導が強力に働いた。むろん，その設立基盤は歴史的に形成されつつあったが[5]，農事実行組合の性格は生産力段階を反映して機能集団的要素が濃厚

---

2) 土地改良事業については1919年の開墾助成法以降，補助金支出の増大に表わされる政策の展開があるが，植民地米依存体制のもとでは大きな意味をもちえなかったと考える。

3) 北海道の産業組合拡充運動については，中嶋信「地主制の危機と産業組合拡充運動」(『名寄女子短期大学学術研究報告』Vol. 11, 1978年) を参照。

4) 田畑保「北海道の産業組合の展開に関するメモ」(農林省農業総合研究所北海道支所『研究季報』No. 53, 1973年) p. 17。

5) 田畑保「北海道における自作地主部落の展開構造」(『農業総合研究』31巻3, 4号, 1977年」，同「北海道の小作制大農場における村落形成」(『同上書』35巻1号, 1981年) および拙稿「小作制大農場における村落形成の基点に関する一考察」(『農経論叢』37集, 1981年) を参照。農事実行組合員の階層構成と主導層の性格については他日を期したい。

であった。したがって，その奨励においては各種補助金がその手段として重要な位置を占めていた。この点から，生産力拡充政策の展開を農業補助金支出の動向によって明らかにし，そこにおける農事実行組合の役割を明らかにする (II)。

次に，農事実行組合自体に則してその展開史を後づけた上で，農事実行組合の事業分析により生産力拡充政策の到達点と政策における農事実行組合の機能を明らかにする。さらに産業組合の事業展開における農事実行組合の機能をあわせて解明し，生産力拡充政策と産業組合拡充政策の両政策における農事実行組合の機能を統一的に把握していく (III)。

それに先だち，問題の所在をより明確化するため，戦間期北海道農政の基本方向を研究史整理を含め簡潔にまとめておく (I)。

I. 戦前期北海道農政と農村再編政策

日本資本主義における農業，農村構造の再編は「米と繭」の構造が崩壊する昭和恐慌期を画期とするが，北海道農業は府県より10年早く，第一次大戦後反動恐慌のもとで再編をせまられる。それは，世界市場と結合した商業的農業，および原生的地力に依拠した畑作収奪農法の矛盾の発現として従来からつとに指摘されているところであり，この危機は，市場問題および地力問題として統括しうる。

こうした農業危機は，第一次大戦後ただちに地力問題打開を中心課題とする生産力拡充政策＝農事奨励策——いわゆる地力造成集約農法——という独自な政策理念を提起し[6]，その実行機関として農会—農事実行組合という農事指導ルートが形成される（後述）。他方，市場問題への対応としては生産力拡充政策と対応しつつ，農産物検査所の充実が進められる。

以上の特殊的契機に対し，第一次大戦期の日本資本主義の発展による「人口・食糧問題」の出現は，植民地体制の強化の中で，北海道を新たな意味で農村過剰人口のはけ口に位置づけ，それに対応する米自給化（北海道産米増殖計画[7]）をせまり，また加工資本（甜菜糖業，乳業）の進出の場として位置づ

6) 保志恂はこれを「欧米輪栽式的地力造成機構の樹立を目途せる農法再編」と規定している（『北海道農業発達史』（上巻）1962年，p. 860）。

7) 北海道産米増殖計画については別稿を準備中である。

けた[8]。

このように第一次大戦後の北海道農政は，第一次大戦後の農業再編および日本帝国主義の特殊な食糧基地という二重の課題を負う存在であり，したがってその政策は「二つの魂」を内在するものとして理解しえよう。

かかる第一次大戦後の農業政策の基本構図は，多かれ少なかれ従来の研究において指摘されたところであるが，農業再編に対する政策の評価は共通して低いという特徴がある。以下，やや粗雑であるが代表的論者の見解を整理してみよう。

その第一は，農法論的視角からの把握である。これは保志恂に代表される『北海道農業発達史』の見解であるが[9]，この立論においては，第一次大戦後の農法再編の課題を欧米有畜輪栽農法の導入ととらえ，その「理念型」に照らして農法的低位性を結論づける。その根拠は酪農と甜菜耕作の未結合および輪作形式の低位性におかれる（「副業的酪農」，輪作形式の「輪栽」「超輪栽」段階への未到達）。

第二は，崎浦誠治による東畑理論を適用したトレーガー論的視角からの評価で[10]，第一次大戦後北海道農業の推進者を酪連，糖業資本，士功組合とし，政策は単なる「補助金配分機関」とみなす。そして技術変革の中心となった乳牛飼養，甜菜耕作は農家経営の再生産において有機的関連をもちえず，単なる現金収入獲得手段におわり，1932年以降の積極的政策（後述）も，そうした関係を打ち破ることができなかったとする。

第三は，西尾幸三による財政投資効果の視角からの分析であり[11]，政策は土地改良，甜菜奨励，酪農奨励という三つの分野における資本（団体）形成と資本（団体）存続をその中心課題としていたとし，農家経営レベルでの新たな生産力段階を画するものではなかったとする。

以上の整理から明らかなように，従来の研究において共通するものは，第一に畑作を対象とした酪農―甜菜―輪作の合理的結合を主軸とする有畜輪栽

8) 北海道第二期拓殖計画（1927～46年）の立案過程における国家的要請による修正については榎本守恵「北海道第二期拓殖計画―その成立と意義」（和歌森太郎先生還暦記念『明治国家の展開と民衆生活』1975年）を参照のこと。
9) 前掲『発達史』（上巻）第2編1章「北海道農業の再編成」。
10) 崎浦誠治『農業生産力構造論』（1958年）p. 231-233。
11) 西尾幸三『北海道の経済と財政』（1953年）p. 225。

農法を基準として北海道農法（農業経営方式）の到達点を把握するという分析方法。第二に財政投資（補助金）の分析においては，土地改良—土功組合，甜菜—糖業資本，酪農—酪連という補助金支出を軸とする北海道第二期拓殖計画（以下第二期拓計と略述する）を中心としている点にある。

ところが，後述するように，こうした三部門への集中的助成措置は，国家政策の変更ともあわせてすでに1920年代末に破綻の一端を示し，1930年代には修正を余儀なくされる[12]。

こうした中で，農業政策の中心課題は国家的要請から北海道独自の課題へと重点を移していく。それが1932年以降の「農業合理化方針」[13]にもとづく第一期農業合理化計画＝第一次農山漁村経済更生計画である。この重畳的な計画の特徴は，端的にいえば農業経営の技術面の改良を基本線とした「農業合理化方針」を土台に農家経済の「更生」がはかられた点にある。

このように，北海道農政は，1920年代の「人口・食糧問題」に対応する内国植民地的拓殖政策から，昭和恐慌とそれに引き続く連続凶作への対処としての農村再編政策へと方向転換をなし遂げていくと考え得よう。そして1930年代の農村再編政策から20年代を逆照射するとき，第二期拓計の三本柱である土地改良，甜菜奨励，酪農奨励という巨額の「補助金農政」の底流において進行した一般農事奨励策の動向に着目する必要が出てくる。

また，北海道農業の到達段階の把握においても理念的な農法との対比，あるいは集中的補助金投下部門の重視ではなく，農会—農事実行組合という一般農事奨励ルートを重視し，1930年代後半期にほぼ形成されたとされる「北海道農業の型」[14]（「畜耕手刈動力脱穀化」の作業体系，地域的バリエーションをもつ農法）の形成過程とその内実を把握することこそが重要であると考える。

---

12) 変更問題の内容は，佐上信一（北海道長官）述「北海道拓殖計画の再検討と特に農業を中心として見たる北海道産業計画の転換」（『北海道農業』26巻10号，1934年）を参照。尚，当時の農政問題については保志恂「第一次大戦後の拓殖農業情勢」（中）（『北海道農業研究』No. 16, 1959年）を参照。ただし，氏の見解は，1936年の改訂計画を重視し，農業合理化方針の位置づけが不明確である。

13) これについては大庭幸生「昭和初期の農業合理化方針」（『新しい道史』No. 27, 1968年）が詳細な分析を行っている。本稿の問題意識もこれに負うところが大きい。尚，同「北海道における戦時農業統制」（『新しい道史』No. 36, 37, 1969, 70年）もあわせて参照されたい。

14) 前掲『発達史』（上巻）p. 20。

以上の意味合いから，IIでは生産力拡充政策の手段としての「補助金」の性格とその背後の政策目標を分析し，その末端の受容基盤たる農事実行組合の機能を主として技術普及の側面から分析していく。

II. 「補助金農政」の展開と性格

1. 補助金支出構成の変化とその性格

北海道の「補助金農政」は府県とは異なり，地方費財政に加え，厖大な拓殖費財政を有する点にその特徴がある。ここで問題とする農業関係補助(産業費支出)が登場するのは農事試験場費を除き，第一次大戦以降の第一期拓計の変更[15](土木中心のインフラストラクチャー形成主義からの転換)以降のことである。本節では，この両財政の構成と農林省補助金の推移を概観し，諸画期毎の特徴を明らかにすることによって，本稿の考察対象となる1920～30年代の生産力拡充政策の位置づけを行なう。便宜上，冒頭に画期区分を示しておく。

第Ⅰ期	1920～26年	第一期拓計期
第Ⅱ期	1927～31年	第二期拓計主導期
第Ⅲ期	1932～36年	農業合理化計画期
第Ⅳ期	1937～39年	統制移行期
第Ⅴ期	1940～45年	戦時統制期

以下，表-1によって画期毎の特徴をとらえておこう。

第Ⅰ期(1920～26年)は，第一期拓計の変更により，拓殖費中からの産業費として農業補助金が支出された点でそれ以前と性格を画し，本格的補助金農政が始動された時期と特徴づけることができる。その内容は，北海道産米増殖計画に基づく土地改良費助成，やや遅れて，宮尾農政下の「牛馬百万頭計画」による酪農・畜産奨励，1920，21年の甜菜糖業資本の進出にともなう糖業奨励であり，これが第2期拓計に引きつがれる。他方，地方費財政の独自財源では，農会，畜産組合連合会等の農事団体費補助が中心であり，そ

15) 第一期拓殖計画の変更に関する理解には，保志恂の1917年改訂説(「第一次大戦後の拓殖農業情勢」(上)『北海道農業研究』No. 15, 1958年)と1920年改訂を重視する榎本説(前掲論文)があるが，ここでは事業内容の変化を重視する後者が妥当であると指摘するにとどめる。

表—1 北海道拓殖計画および地方費における補助金の推移（平均年額） （単位 千円）

補助項目＼画期区分	1920～'26年	'27～'31	'32～'36	'37～'39	'40～'43
農事奨励	—	58	125	182	261
甜菜奨励	187	1,158	917	1,162	980
酪農奨励	26	223	281	282	412
畜産奨励	4	140	75	250	173
土地改良	99	3,268	2,548	1,531	2,687
拓殖計画補助費計	416	4,849	3,948	3,410	4,515
農事費	60	152	92	54	455
地方費補助費計	99	182	123	112	695
合計	515	5,031	4,071	3,522	5,210
長期的	39	112	64	38	29
米麦生産増殖	—	8	50	33	33
農産	—	—	1	76	263
畜産	—	—	48[1]	323	938
経済更生	—	—	4	27	76
地方費農林省補助計	39	120	168	498	1,335

出典 『第二期拓殖計画実施概要』1951年，各年次『北海道会決議書』

注 1) 1936年が大半を占める。したがって1932～36年の補助は傾向的にはほとんど0とみてよい。

2) 物価デフレートはしていない。

3) 拓殖費中農事試験場，地方費中農事試作場，畜産試験場支出を除く。

れに加えて農林省補助（50%）にもとづく農業倉庫建設補助が補助金の大半を占めていた。

第II期は，第I期を引き継ぎ，第二期拓計が質量ともに充実した時期である。すなわち，三大政策たる土地改良費，畜産奨励費（酪農，畜産），糖業奨励費が戦前期を通して最も積極的に推進され，その補助額は全体の96%を示す。他方，第一期拓計では計上されなかった一般農事奨励費が比率では低いものの，この時期に加えられた点が注目される。地方費財政では，農業倉庫補助費が農林省補助率の上昇（50%→80%）を受けて，前期の40千円から100千円に増大し，農会補助費も20千円から30千円へと増加をみせている。補

助金とは異なるが，財政支出で注目されるのは農事試験場費[16]の充実であり，後に述べるようにこの時期に本格的な農業技術普及の体制が確立されたということができる。

この時期の補助金の性格をみると，それは直接補助的性格のものと，間接補助的性格のものに大別できる。前者は，農業倉庫補助と拓計の三大部門への補助である。農業倉庫補助は産業組合による農業倉庫建設事業補助であり，拓計三大部門については，資本（農業団体）および農家の事業に対する直接補助である。やや詳しく述べると，土地改良費については土功組合の灌漑溝掘鑿工事費への補助および造田補助（個別農業経営対象），畜産奨励では，北海道製酪販売組合連合会（酪連）の諸施設（共同製酪所，集乳所，販売設備等）補助と牛馬購入費，甜菜奨励では加工資本補助（運搬費，消耗率，防除，採種圃）と甜菜耕作農家補助（肥料，甜菜増収奨励金）から構成されている。このタイプの補助は，資本（農業団体）あるいは農業経営事業費を直接補助することによって経営自体を維持，発展させる目的をもち，その補助金額も大規模であるという特徴をもつ。

これに対し，地方費による農業団体補助あるいは拓計費一般農事奨励費は後述するように農事奨励団体の育成あるいは共同利用事業に対する補助であり，前者に比しての補助額の小規模性に特徴がある。

こうした二類型の補助金は，第III期にいたるとその比重を変化させていく。その背景は，I章で述べたように第二期拓計の変質と「農業合理化方針」の策定にあった。この点は生産力拡充政策の転換として重要であるので，やや立ち入って考察しよう。

拓殖政策の変質を根本的に規定したものは，昭和恐慌ならびに1931, 32, 34, 35年と引き続いた凶作にあった。第二期拓計の第一の柱である水田化は「造田ブーム」による安易な投資の破綻がすでに1920年代末（1927年土功組合第一次特別助成）に露呈されていたが，農業恐慌下の米価下落と限界地を頂点とする冷害の被害は，それまでの「稲作北進」をおしとどめ，適地適産

16) 農事試験場への予算は，第二期拓計以前の1926年，197千円から，1927年の503千円に増加し（新支場設置費を含む），以降30年代を通じて300千円台を維持した（『北海道農事試験場要覧』1936, p. 366-7）。尚，農事試験場は，1925年に札幌市から近郊へ移転して本格的活動を開始し，また1927年には根室支場が設置されている（『新北海道史』5巻，1975年，p. 316）。

主義にもとづく「地帯農業」の確立が政策の課題として提起された。

その基本方針が「農業合理化方針」であり，主要目標は，農業経営の複雑化，農業経営の集約化，長期輪作化，地力の維持増進の四項目を主内容とするものであった。ここではすでに「地帯農業」の確立に対応して乳牛，甜菜導入が一率に奨励されていない点が注目される。

こうした政策動向を踏まえて補助金構成を考察すると，拓計費の比重の高さは一貫しているものの，以下の変化を確認することができる。

その第一は，直接補助的な補助金の急減である。それは端的に土地改良費，畜産奨励費にあらわれ，それぞれ，前期の一カ年平均に対し，77%，53%と急落している。また土地改良費には土功組合の負債問題に対する第2次特別助成費5,889千円(1932～38年)が含まれており，そうした「残務整理」的部分を差し引けば，さらにそのウェイトは低下する。

第2は「地帯農業」確立政策に対応する補助金の変化である。酪農奨励は，拓計の三大部門中唯一奨励額を伸ばすが，これは根釧開発(1932年からの5カ年計画)に対応するものであり，甜菜奨励も1935年から増加に転じるが，これも上川北部，根室という限界地への工場設置とそれによる甜菜導入という地帯農業への対応を示している。

第3の変化は，間接補助的補助金の増大である。地方費補助金は農林省農業倉庫補助の縮少を反映して減少をみせるものの，拓殖費に農業合理化計画にもとづく，諸補助が加えられ，2.1倍に急増している。

以上，第III期は農業政策の変化が補助金に反映して，第II期の直接補助的性格から，間接補助的性格の補助金が相対的に増加し，そうした補助のあり方から，補助金総額を前期の80%に低下させている。

この詳しい検討は節を改めて行なうことにし，補足的にIV，V期の特徴にも触れておく。第IV，V期は15年戦争を反映し，大きな変化をみせる。その特徴は，第一に，農林省補助[17]の急増であり，その補助金は戦時体制下の農産物確保(馬鈴薯，玉葱黍，酒精原料薯，自給肥料，温床苗代)および軍

17) 地方費の農業部門予算は経常費勧業費(俸給，事務費，直接事業費)，臨時費勧業費，臨時費補助費からなるが，第IV，V期では臨時費勧業費が増大する。表-1の農林省補助費は長期的補助を除き，ほとんど臨時費勧業費に歳入された(一部は経常費)。尚，農林省補助費の詳細な分析に安冨邦雄「戦前昭和期の農業補助金と農村対策」(福島大『商学論集』45巻3号，1977年)がある。

馬，緬羊確保のための「供出補助金」[18]的性格を有している。第2に同一農林省補助金をおいても，経済更生計画関係（流通統制補助を含む）補助金は，その支出項目の多様性（26種類）にもかかわらず，その補助金額が小額であり，前者の直接補助的性格とは異っている。第3に拓計農事奨励費中農業合理化計画関係予算は，第II期合理化計画（1937～39年）として第IV期まで計上されており，かつ，防除費，農産物加工費が新たに加えられており，この点で第III期の継続，拡充の側面をもつ。その意味で第IV期は戦時統制経済へと移行しつつ，農業合理化計画を引き継ぐ過渡期として位置づけることができる。

以上，画期毎の補助金の推移を考察したが，簡単に要約しておこう。第I期，第II期においては拓殖費の三大部門（土地改良，甜菜奨励，畜産奨励）が中心をなし，その補助形態は資本（団体）および生産者への直接的補助が主流をなした。しかし第III期に到ると，それらは相対的に縮少し，間接補助形態の小規模補助が増加する。さらに第IV，V期になると戦時統制を背景に農林省補助が増大するという経過をたどる。したがって，北海道独自の生産力拡充政策＝農事奨励策は，国家的要請を体現する拓殖計画と戦時統制的農林省補助が急増する中間点の第III(IV)期にその独自性を発揮し，第II期はその形成期，第V期はその再編変質期と位置づけることができる。

2.「補助金農政」と農事実行組合

まず，北海道独自の生産力拡充政策＝農事奨励補助金の全体像とその推移を概観しておこう（表-2）。

補助金はその性格から農事団体事業費補助，農事団体奨励，技術普及に大別される。その推移をたどると，団体事業費補助は農会，農事実行組合補助が第I期から支出され，第II，III期に強化されている。団体奨励は，第II期に甜菜耕作改良組合，第III，IV期に農事実行組合の奨励補助金が農会に対して行なわれている。技術普及では，農林省補助にもとづく病害虫防除補助が第I期から，採種圃補助（品種改良事業），優良農具補助が第II期から開始され，第III期には農業実地指導地設置補助が行なわれる。また団体補助の形態に包含されていた農会技術員補助が農業合理化事務嘱託費として強化されている。

18) 島恭彦「農林補助金の展開過程」（京大『経済論叢』85巻3号，1960年）p. 5。

表—2　一般農事奨励補助金の内容と推移

項目		財源	対象団体	画期毎の平均年間補助額（円）				
				I '20～'26年	II '27～'31	III '32～'36	IV '37～'39	V '40～'43
団体補助	農会	地	同左	20,335	32,022	25,855	27,180	185,613
	農事実行組合	地	農会	528	3,620	2,974	3,260	20,165
	北海道農事協会	地	同左	—	—	200	500	—
団体奨励	実行組合幹部講習会	拓	農会	—	—	1,371	1,693	365
	実行組合事績表彰	拓	農会	—	—	5,627	1,566	323
	甜菜耕作組合誘導費	拓	甜菜耕作改良組合連合会	—	1,998	200	—	—
技術普及	病害虫防除	地		1,192	1,000	7,964	14,000	22,625
		拓		—	—	—	12,075	2,587
	採種圃	拓	町村農会	—	24,310	25,924	32,479	13,925
	一般優良農具	拓	農事実行組合	—	32,980	20,826	17,967	19,548
	甜菜優良農具	拓	甜菜耕作組合→農事実行組合	—	38,330	26,423	15,346	—
	農業合理化事務嘱託	拓	農会（技術員）	—	—	69,663	65,688	16,506
モデル事業	農業実地指導地	拓	農事実行組合	—	—	2,760	866	—
	甜菜模範畑他	拓	甜菜耕作改良組合連合会→農会	1,415	2,561	156	1,653	—
甜菜品評会		拓	〃	368	5,545	5,711	7,936	—
合計				23,838	142,366	195,810	202,209	281,657

出典　『第2期拓殖計画実施概要』(1951)，各年次『北海道会決議書』，各年次，道庁農産課，『農業奨励会議要録』(『農業奨励事項』)，深瀬　清「甜菜保護奨励政策の展開」

注 1）補助金には，畜産奨励補助を含めず。

注 2）臨時費勧業費は，農林省補助金を財源にしており，性格を異にするため除外した。

注 3）財源の地は地方費，拓は拓殖計画費を示す。

このような補助金は，補助対象団体から明らかなように，農会あるいは農事実行組合に支出されており，また農事実行組合への補助は町村農会経由で行なわれており，農会は補助金を通じて政策の下請け機関化している。また技術的にも，農会技術員は農事試験場あるいは北海道庁技師の指導を受ける体制にあった。その下の町村レベルでは補助金あるいは技術指導を通じて町村農会—農事実行組合という農事指導ルートが，指導—実行の関係として第II期，第III期に形成，強化されたということができる。このようにして生産力拡充政策の推進体制が補助金を手段として形成されていたと考えられる。

次に補助額からその重点政策をみると，第I期は農会補助，第II期はそれに加えて採種圃，優良農具補助，第III期では新たに農業合理化事務嘱託費が中心となっており，補助総額では第III，IV期が団体奨励やモデル事業を加え，最も充実した時期となっている。

以下，第II，III期を中心に代表的な補助事業の内容を分析し，生産力拡充政策の中心課題と農事実行組合の役割を明らかにしていく。

第II，III期を通じて重点的補助対象となっているのは，品種改良事業と優良農具普及事業である。まず品種改良事業の分析から始めよう。

第一次大戦期の急速な市場拡大に対応した農産物の商品化は，その質を粗雑な水準にとどめていたが，戦後の市場問題の顕現化は商品化の質的向上を強制し，1919年には道営の農産物検査制度が開始され，20年代に確立をみる。また産業組合の農業倉庫事業もこうした市場問題，農産物過剰対策としての性格を有していた[19]。品種改良事業は一面ではこうした一連の市場問題対策の基礎として品種の質的向上と品種統一により商品化を有利に進める目的をもち，他方では，地域特性に適合的な品種改良により生産力増強をはかるという二重の目的をもっていた。

第II期以降，農事試験場における試験研究体制が整備され，育種技術が向上し，北海道さらには道内各農業地帯に適合的な改良品種が固定化されるに到る。その優良品種の増殖，配布体制の確立をはかるというのが品種改良事業の内容である。

その体制は，町村農会に経営費の50%を補助する条件で採種圃を経営せ

19) 農産物検査制度および農業倉庫事業の内容と背景については榎勇『北海道農産物取引史論序説』(1965年，農業総合研究所)を参照のこと。

しめ，そこに優良品種を配布して増殖し，それを農事実行組合が経営する共同採種圃（複種圃）に無償配布する。各農事実行組合は，それをさらに増殖し組合員（個別農家）に普及するというシステムである。この事業形態は，補助金を手段として町村農会という中間段階の事業促進を行い，農会一農事実行組合ルートで個別農家へ技術普及を行なうもので，小額の補助金支出により，最大限の効果を得るという「合理的」なものであり，農会一農事実行組合ルートの確立は行政負担を最小限におさえる意味をもった。

以上の組織体制と補助金支出により，一般作物[20]の優良品種配布体制が農事試験場→町村農会→農事実行組合→個別農家の流れをもって形成（第II期），確立（第III期）され，その末端の事業主体として農事実行組合が位置づけられたということができる[21]。

第二は，優良農具補助事業である[22]。その事業内容は，農事試験場を中心とする農具査定会の比較試験により優良農具を指定し，共同利用事業のための優良農具購入費を補助するものである。第二期拓計を補助財源とし，一般優良農具補助に加え，甜菜奨励の一環として甜菜用優良農具補助も行なわれた。補助対象農具は，一般農具では，原動機と脱穀機，あるいは原動機と籾摺・精米（穀）・撰別・製粉機がそれぞれ一組として，その他，深耕プラウ，整地器，噴霧器がそれぞれ補助された（補助率30%）。甜菜用農具は，深耕プラウ，心土プラウ，中耕器，噴霧器，整地器に限定され，補助率は30～50%とやや高かった。

これら優良農具の「呼び水」効果は，甜菜用農具で低く，一般農具中の原

20) 甜菜，豆麻等の加工原料作物の技術指導は加工資本が担っており，種苗配布体制においても，農事試験場開発の優良品種（本育48号，ペルノー1号）を加工資本の採種圃で増殖し（補助金），生産農家へ配布する体制がとられた。また第IV期（1937年）より，飼料作物が一般作物から分離され，畜産組合連合会採種圃→農事実行組合→個別農家というルートに再編され，一般作物においても採種圃経営が町村農会から郡農会へ移された。

21) こうした体制のもとで，地域特性にあった品種配布が試験場支場の充実により可能となってきた。例えば，水稲の改良坊主種の上川と空知との差が指摘されており，その普及にあたっての農事実行組合の役割が示唆されている（外崎正次「大正中期以降における北海道稲作の展開」『北海道農業研究』No. 17, p. 140）。

22) 優良農具の普及については前掲『発達史』（上巻）第2編第2章1節「『畜耕手刈』体系の再編成」（崎浦誠治執筆）に詳細な分析がある。あわせて参照されたい。

動機，脱穀機，精米機において大きかったと言われている[23]。その意味で，甜菜優良農具補助は甜菜の普及，定着の低位性を原料確保の観点から補完するという目的にとどまり，優良農具の普及は脱穀調整過程の動力化におかれたということができる。この技術普及の意義は，先の品種改良事業と同様に市場問題への対応といってよく，労働生産性を高め出荷時期を早めるとともに，生産物の質を高めることがねらわれていたといえよう。

補助対象団体は，甜菜用農具は甜菜耕作改良組合（1932年以降農事実行組合），一般農具は町村農会，農事実行組合，産業組合とされたが，基本的には農事実行組合を補助団体としたといいえる。また農具導入にともなう技術習得については，農事実行組合に農具係を設けさせ，その講習会を実施している。こうした農事実行組合に対する補助は，優良農具の共同利用によって，個別経営では経済的に導入困難な下層農家をも含めて技術普及をはかり，あわせて上層の自己所有化への波及を追求するとともに，脱穀調整過程の動力化については，共同利用による品質の均一化をもそのねらいとしていた。

この事業においても小規模補助によって最大限の波及効果をはかるというこの種の補助金の性格は共通しており，その実行機関として農事実行組合が位置づけられていることも同様である。

二つの事業に加え，第II期では，地方費補助費から農会および農事実行組合補助が行なわれ，技術普及の受容基盤として農事実行組合組織が強化されるとともに，町村農会主催の実行組合単位の品評会，共励会等によって，農会技術員を中心とする技術普及の体制が形成されたということができる（例えば堆肥増産）。

以上の第II期の生産力拡充政策の延長線上に「農業合理化方針」に基づく，第III，IV期の政策強化が行なわれる。

1932年の「農業合理化方針」は，「単位生産量ノ増進ヲ基調トセル農業経営ノ合理化」を目標としたが，その具体化である「実施要項」は，(1)農業合理化のための農村精神の振作，(2)団体の統制的活動，(3)農業経営方式の樹立，(4)耕種法の改善，(5)農村計画（町村是）の五つを指導方策としている。

この特徴は，経済更生運動を受けて，農業経営の自給自足，自力更生を唱

23) 『同上書』p. 970。

えながらも，「資本」，「労働」の集約化を中心とする農業経営方式の確立を目標とする点にある。そして農業経営全般の改善に当って，第二期拓計財源より農業合理化事務嘱託費を支出し，農会技術員を農業合理化計画樹立，推進の主体に据えた点が注目される。農会は行政および他団体と密接な連携を保ちながら実質的に計画を樹立し，その実行単位として下部組織である農事実行組合を位置づけ，合理化計画推進を担ったということができる（実施要項(2)）。

「実施要項」における農業経営改善の具体的内容は，(1)地力維持増進，(2)輪作式の決定，(3)品種改良，(4)病害虫の駆除予防，(5)共同作業の促進，(6)家畜，家禽の増殖改良，(7)備蓄施設，(8)青年，婦女子の活動，(9)農家生活改善，(10)農産物の配給改善の10項目となっている。

これらは，(10)を除き農会一農事実行組合ルートで奨励，実行されたが，(1)から(5)の耕種法改善は農業実施指導地の設置と農事実行組合幹部講習会，事績表彰[24]という手段によって推進された。以下指導地事業の内容を検討することにより農業合理化計画における技術指導の特徴と補助金支出との関係を明らかにしていく。

農業実地指導地事業は，1933年から37年の5カ年間（前4カ年は各年50カ所，最終年は10カ所）で全道210農事実行組合に指導地を経営させるもので，一地区2年間の継続事業とし，年間40円の活動資金補助と優良農具貸付をその事業内容とした[25]。指導地の分布はおよそ一町村一指導地の割合であり[26]，この指導地を拠点に町村内の技術普及をはかることがめざされた。

指導地の設置目的は，文字通りの団体的農事実地指導の他に，自力更生圃として組合への結集力を強化し，試験圃として耕種技術の向上をはかり，さ

24) 第III期における講習会は，累計で郡農会主催を中心に216回，その参加組合数は10,196組合，受講者数は40,263人の多数にのぼっている。表彰事業では，被表彰組合数が759組合を数える（北海道庁農産課『昭和十一年度産業費事業成績』）。

25) 以下の叙述は，道庁農産課『昭和八年度農業奨励会議要録』p. 25-26による。

26) その実績は1936年段階で271市町村中195カ所に設置をみており（設置率72%），かつ，限界地帯（根室，宗谷）停滞地帯（渡島，桧山，後志）を除けば，ほぼ各町村に設置されている（北海道庁農産課『昭和十一年度産業費事業成績』）。尚，1936年から冷害地農業指導聚落（翌年から農業指導聚落に改称）が上川，網走を中心に54組合指定されている（『同上書』）。

らに収穫物販売によって組合資金を蓄積せしめる点というものであった[27]。そこでの技術改良の目標は，①地方に適した長期輪作体系，②堆肥，緑肥の増産投入，③深耕と整地の改善，④肥料配合基準，⑤酸性土壌改良，⑥品種改良，⑦病虫害駆除予防，⑧その他農事諸般の改善（収穫調整乾燥法等）であった。これらは「実施要項」の耕種法改善の(1)～(5)と一致しており，合理化方針の技術普及の中心をなしていたと考えられる。こうした技術普及はすでに述べてきたように補助金を手段として推進されてきた。表-3はその関連を示したものであるが，①を除き全ての項目に補助金支出が行なわれていることが確認できる。

表—3　農業合理化計画における耕種法改良の主要項目

項　　目	補　助　事　業
1. 長期輪作体系	
2. 堆肥・緑肥増産	自給肥料改良増産奨励助成金（農林省—地方費経常費） 緑肥作物採種圃助成金 農会緑肥作物種子購入配付事業助成金（地方費）
3. 深耕，整地改善	優良農具補助（拓計）
4. 肥料配合基準	産組肥料配合所設置助成金（農林省）
5. 酸性土壌改良	石灰（国営施設生産）の実費配合（拓計）
6. 優良品種，共同採種圃	採種圃補助（拓計）
7. 病害虫駆除予防	優良農具補助（拓計） 害虫駆除予防補助（農林省—地方費補助費）
8. 乾燥脱穀調整	優良農具補助（拓計）

出典「昭和八年度農業奨励会議要録』，『北海道第二期拓殖計画実施概要』他

以上，農業合理化計画期（第III期および第IV期）の生産力拡充政策は，農事実行組合をまさにその実行主体として，農会を通じた小規模補助を手段

27) 北海道庁農産課『昭和九年度農業奨励会議要録』p. 20。同書では奨励の趣旨目的を次のように述べている。「本指導地ハ之ヲ農事実行組合ニ設立経営セシメ団体的実地指導ノ対照タラシムルト共ニ該組合ノ自力更生圃トシテ組合精神ノ涵養ト共同作業ノ機運ヲ助長シテ耕作技術ノ研究ヲ行フハ勿論其ノ地方ニ適当セル作物種類品種ノ選択輪作ノ合理化共同施設ノ促進其ノ他農事諸般ノ徹底的改善ヲ図リ之ガ生産物ヲ利用シテ組合資金ノ造成或ハ備蓄貯金ヲ行フ等本指導地ヲ基調トシテ地方的農業経営組織並ニ方法ノ改善ト組合活動ノ進展トニ資シ以テ農事指導ノ効果ヲ積極的ニ発揚シ農業合理化ノ促進ヲ図ラントスルモノナリ」。

として推進されたといえる。そして，その技術体系は，町村農会に地域特性に応じた農業経営方式を樹立せしめ，計画化し，堆肥増産，金肥の合理的施用，輪作により地力問題回避をはかり（ここでは必ずしも有畜化は条件とされていない），土地生産力を高めることを目的とした。さらに部分的な動力作業化（脱穀調整過程）によって労働生産性を高め，経営の複雑化を行うとともに，品種改良とあわせて商品化の質を高めるというものであった。こうした意味で，第III期を中心に奨励された技術体系は，第一次大戦後の地力問題，市場問題に対する一つの生産力的対策であったといえる。他方，第一次大戦後唱導された地力造成集約農法の形成は，産業（資本）育成の優先によって修正をよぎなくされており，その意味でこの時期の生産力拡充政策は，より具体的，現実的な技術体系をめざしたものであったといえよう。そして，そうした技術普及の担当者は加工資本（団体）ではなく，農事試験場を技術的基礎とする町村農会＝農会技術員とその指導をうける町村末端の機能集団たる農事実行組合であったといえる。

III. 農事実行組合の展開と機能

本章は生産力拡充政策の農村末端の担い手として位置づけられた農事実行組合の事業を分析することによって政策の現実の到達点を明らかにし，さらに経済更生運動の過程において生産力政策を基盤に産業組合展開の基盤を構成するその機能についても一定の見通しを提出する。それにより1930年代北海道農政の二本柱である農業合理化計画と経済更生計画における農事実行組合の役割を浮き彫りにしていく。農事実行組合に関する研究が皆無に等しいので，前提的にその展開過程の概観を行なっておく[28]。

1. 農事実行組合の展開過程

以下ではII章の画期区分におおよそ照応させて，それぞれの時期の特徴点を指摘するにとどめる。

---

28) 農事実行組合の展開については芦野吉太郎「農事実行組合の概観」(『北海道農業』26巻1, 2, 4, 6, 8, 10号，1934年) および東隆「北海道の農事小組合運動」(『社会政策時報』230号，1939年) を参照のこと。尚第III期以降については，北海道庁農産課『農業奨励会議要録』(1933～36年)，同『農業奨励事項』(1937～45年) 中の「農事実行組合ノ設立促進ニ関スル件」参照。

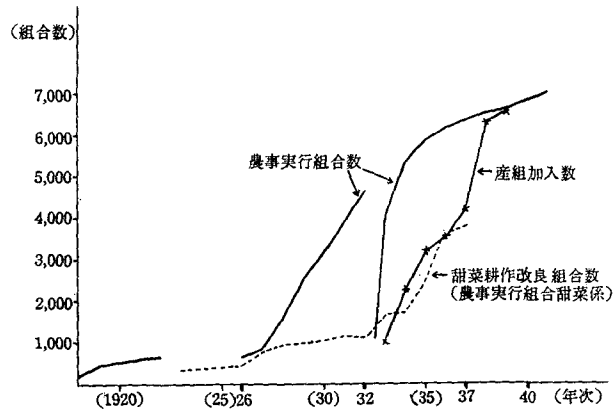

図—1　農事実行組合数の推移

出典　芦野吉太郎「農事実行組合の概観」東隆「北海道の農事小組合運動」深瀬清「甜菜保護奨励政策の展開」

注　1932年に組合数の断絶があるのは法人組織再編のため

(1) 第I期 (1917～25年) 前史

北海道において政策が部落組織に着目したのは，移民定着の不安定性の是正を目的とした「模範部落」の設置に始まるが[29]，農事改良組織として奨励されるのは1917年である（内務部長通牒による農事改良実行組合の奨励)。しかし，その事業目的および指導体制は不明確であり，その展開も停滞的であった（1925年末646組合)。しかし，1923年以降，町村毎に「農事必須事項」が樹立され[30]（1924年における設立数は209町村)，農事改良実行組合は，その実行機関に位置づけられ，第II期の前提が形成された点が注目される。

(2) 第II期 (1926～32年) 普及期

1926年の「奨励規定」により，農事実行組合へと名称変更されるとともに，農会の下部組織へと明確に位置づけられ，補助金交付もあわせ本格的設立奨励がはかられる。設立数も，1926年の組織変更時の611組合から1932年の法人化までに4,637組合へと，7.5倍の急増を示し，ほぼ町村行政区単位に農事実行組合の網の目がはりめぐらされたということができる。

---

29) 大庭幸生「北海道農村の位置と歴史」(『農村建築』86号，1978年) p. 7。

30) 具体事例は玉真之介「両大戦間期の北海道における農産物商品化の特質」(『協同組合奨励研究報告』第7輯，1981年) p. 109-10を参照のこと。

(3) 第III期 (1932～36年) 充実期

この時期の農事実行組合は，甜菜耕作改良組合の改組，合併により，その数を6,000組合台に増加させ，農業合理化計画推進の実行単位として農会の下部組織としての機能を充実させるとともに，他方，経済更生運動の展開のもとで産業組合への法人加入が進行する。これにより，生産・流通の両側面において農民掌握の基礎単位として農事実行組合が明確に位置づけられる。組織的にも，それまでの行政区単位から20戸前後の小集団へと組織分割が行なわれる。また組合内に庶務，生産，経済，社会の各部が設置され，経済更生運動の一人一役主義，大家族主義により農民の活性化がはかられる。1933年には壮青年部，女子部の設置奨励が行なわれ，産青連運動の基礎が固められる。

(4) 第IV期 (1937～39年) 統制移行期

流通統制の進展とともに，供出，配給の末端組織としての性格を強め，1938年には行政により産組未加入組合の絶無が指示され，ほぼ100%の達成をみる。この時期は戦時体制下の統制経済の準備過程として，農事実行組合の統制，系列化が完成した時期であるとともに，事業面では第III期のより発展した段階にあり，両面性をもった移行期と位置づけられる。

(5) 第V期 (1940～45年) 戦時統制期

戦時統制のもとで，農事実行組合が国民精神総動員体制に完全に包摂された時期である。1940年の農会法改正により，農事実行組合は農会へ法人加入し，農会による生産統制，産業組合による流通統制の末端機関として，戦時総動員体制（日本型ファシズム）の最末端機関を構成するに到る。

2. 農事実行組合の事業と機能

(1) 生産力拡充政策と農事実行組合

まず，農事実行組合を実行主体とする生産力拡充政策の到達点をその事業分析により明らかにしていく。

農事実行組合の事業内容を統計的に把握しうるのは1930年までであり，この資料により第II期の事業内容を検討していこう[31]。

---

31) 農事実行組合に関する統計資料には『農事実行組合要覧』があるが，第1～3次(1928～30年)のみが事業内容を統計的に把握しうる。第4次(1937年)，第5次(未見)，第6次(1941年)，第7次(1942年)は農事実行組合名簿であり，ほとんど事業内容を知りえない。したがってここでは，不充分ではあるが，1930年を第II期の到達点として分析を進める。

表-4によれば，農事実行組合の事業は，先の生産力拡充政策を反映して生産事業が中心であり，その中でも堆肥増産（84%），農事一般改良（62%），品評会（56%），共同採種圃（47%），共同防除（45%）の実施率が高くなっている。特に堆肥増産は，農事一般改良，品評会の細項目中一位を占めており，この期の生産事業の中心をなしていたということができる。表-5は，堆肥生産の水準をみたものであるが，その実施組合率，実施組合員率ともに限界地を除き高率になっている。しかし，反当投入量水準は50貫を中心に最大100貫程度であり，奨励基準の200～300貫という水準に対してはいまだ低位の段階にある。しかし，それ以前の無肥料連作に近い段階からの脱脚，先進地での奨励水準にせまる増産等[32]を考えると着実な前進として評価しえよう。

表—4　農事実行組合の事業（1930年）

事業項目	実施組合数	比率（%）
酸性矯正・客土	835	27.1
堆肥	2,614	84.9
緑肥	780	25.3
農事一般改良	1,921	62.4
共同採種圃	1,462	47.4
農具共同利用	636	20.6
共同作業場	100	3.2
共力防除	1,389	45.1
品評会	1,732	56.2
副業	765	24.8
規約貯金	642	20.8
共同販売	484	15.7
共同購入	1,151	37.3
生活関係	1,291	41.9
諸会合	2,807	91.1
組合総数	3,078	100.0

出典　北海道庁産業部『農事実行組合要覧（第3次）』

補助金との関連では共同採種圃，共同防除の実施組合が半数近く，政策の効率は高いものになっているが，農具共同利用は20%と低水準に留まっている。しかし，稲作地帯では空知33%，石狩28%となっており，脱穀調整過程の動力化を中心に平均を上まわる優良農具普及が行なわれている点が注目される。

経済事業では，肥料をその主内容とする共同購入が37%と高率になっている。反面共同販売はその実施率15%という低水準にすぎず，かつ

32)　例えば，“堆肥のニセコアン”といわれた狩太町ニセコアン農事実行組合では，1932年の反当堆肥投入量は242貫となっている。（『北海道農業』26巻8号，1934年）。

表—5　農事実行組合の堆肥増産事業 (1930 年)

	実施組合	実施組合員	生産量 (千貫)	実施組合員当 (貫)	反当投入量 (貫)
石狩	238 (91.5)	5,951 (88.1)	21,352	3,587	54.3
空知	434 (96.2)	13,744 (90.8)	43,560	3,169	68.8
上川	290 (63.8)	9,291 (82.2)	32,883	3,539	84.2
後志	161 (95.8)	3,653 (90.7)	9,892	2,707	39.2
桧山	81 (94.1)	1,910 (85.1)	6,947	3,637	113.6
渡島	89 (68.4)	1,904 (71.1)	9,197	4,830	?
胆振	104 (94.5)	2,458 (79.4)	8,352	3,397	77.2
日高	97 (100.0)	2,790 (100.0)	20,188	7,235	111.3
十勝	340 (92.1)	8,011 (86.9)	45,633	5,696	55.3
釧路	104 (81.8)	1,827 (78.0)	4,604	2,519	66.2
根室	62 (45.5)	985 (43.7)	29,816	30,270	426.3
網走	490 (96.2)	11,280 (99.4)	28,009	2,483	40.7
宗谷	34 (69.3)	637 (69.0)	889	1,395	48.1
留萌	89 (70.6)	1,840 (66.2)	3,175	1,725	41.0
計	2,614 (84.9)	66,292 (86.0)	234,734	3,540	?

出典　表-4 に同じ

その内容も主産物ではなく，燕麦，鶏卵等の副次的作物が中心であった[33]。

このように第 II 期は，農事実行組合が農会の下部機関として位置づけられ，補助金を手段とする生産力拡充政策が堆肥増産と品種改良，病害虫防除を中心に推進されたということができる。この期の町村農会の役割は主に品評会を中心とした事業奨励中心であり，農事実行組合自体も地縁集団としての要素 (生活関係事業 41%) を含め，組織強化 (例えば諸会合 91%) をはかっていたということができる。

次に生産力拡充政策の本格的展開期である第 III 期に移るが，その到達点を総体的に把握しうる資料が存在しないので，ここでは傍証的にその概略を

33) 軍用燕麦については北海道燕麦生産代表者連合会があり，農事実行組合もその構成員の一つであった。

把握するにとどめる[34]。

第II期の農事奨励策の中心をなした堆肥増産は，第III期において地域差を含みつつさらに進展し，1932年の反当54貫から37年の102貫水準に達する（表-6）。さらに設立助成により堆肥場も32年の12千カ所（106千坪）から37年の28千カ所（227千坪）へと二倍以上の伸張をみせる。また堆肥生産の補完として緑肥生産が奨励され，優良品種を先の農事実行組合複種圃で増殖することにより，作付面積も32年の4,584町から37年の22,239町へと増加をみせる。他方，購入肥料は，農会の施設，配合基準の樹立（肥料配合処方確立試験地300カ所），産業組合による共同購入（総消費量の77%，1937年），肥料配合設備（同18%）によって，1932年の8,072千円から18,104千円へと大幅な増加を示す。このように地力問題への対応策は，長期輪作の一定の前進とあわせ着実な普及をみせており，第III期において地力問題は一時的な「解消」をみたということができる[35]。

表—6　堆肥生産の推移

支庁＼年次	1932年（貫）	1937年（貫）	'37/'32年
石狩	69	148	2.14
空知	79	101	1.27
上川	43	148	3.44
後志	42	93	2.21
桧山	79	103	1.30
渡島	73	129	1.76
胆振	88	148	1.68
日高	143	116	0.81
十勝	37	64	1.72
釧路	38	82	2.15
根室	14	53	3.78
網走	44	102	2.31
宗谷	38	92	2.42
留萌	72	66	0.91
合計(市部含)	54	102	1.88

出典　北海道庁農産課『昭和7年肥料統計』『昭和十二年度肥料要覧』

市場問題に対する生産力的対応は共同採種圃経営による優良品種普及・品種統一および優良農具普及の中心であった脱穀調整過程の動力化にあった。

34) 農事実行組合についての事例紹介および資料がいくつか存在するが，紙幅の関係でたち入った分析は別の機会に譲る。その主なものは『北海道農業』26巻27巻（1934, 35年）の19組合の事例紹介。北海道農会『農業共同作業特別指導組合の概観（其一）』（1939年）の6事例。産組中央会『優良農業実行組合に関する調査（一）』の2事例などである。

35) しかし，第II, III期の地力問題への対応は，有畜輪作体系という本格な地力再生産メカニズムを欠き，敗時下の労働力不足による堆肥生産の減少，金肥供給の減少のもとで，再び拡大してその問題を現出させる。その意味でその「解消」は一時的なものだった。

品種改良事業については，すでに第II期に優良種子の配布体制が農事試験場—町村農会—農事実行組合というルートで確立していたが，第III期に一層強化された（表-7の採種圃経営農会数の増加）。次に脱穀調整過程の動力化について，やや時期的にづれるが1941年の脱穀機，籾摺機の動向をみると（表-8），第II期の農具補助を「呼び水」として個人所有が大幅に増加し，農事実行組合も産組資金借入等により共同利用を行なっている。両者をあわせた総利用者数は，やや過大な推計値ではあるが40%近くに達しており，水田中核地を中心に脱穀調整の動力化がかなりの進展をみせたといいうる。

さらに，防除についても，町村農会による防除計画の設定，病害虫発生予察所の設置（55カ所），防除聚落の設置，防除訓練日の設定などにより，農会—農事実行組合の指導ルートを通して共同防除がかなりの進展をみせた。特にこの時期で注目されるのは，噴霧器補助，害虫駆除防除費補助に加え，稲

表—7　町村農会の事業実施率の変化と事業費

		1932年 (%)	1936年 (%)	1936年事業費 (千円)	事業費比率 (%)
一般農事奨励	指導奨励	79	94	310	(17)
	技術員設置	81	99	345	(19)
	講習講話	77	97	19	(1)
	農事視察	20	46	12	(0)
	品評会，共励会	79	88	56	(3)
	補助助成	46	32	25	(1)
直接事業	調査研究	29	37	6	(0)
	試験試作	26	46	10	(0)
	採種圃経営	90	100	72	(4)
個別事業	病虫害防除	73	86	75	(4)
	販売斡旋	39	50	110	(6)
	実地指導地	0	42	6	(0)
	経済更生計画実施(費)	0	26	5	(0)
合計				1,823	(100)
1組合当事業項目（費）		7.0	10.2	8.5	

出典　各年度『北海道庁統計書』

表—8　動力用脱穀機・籾摺機の利用状況（1941年推計）

	所有台数		共同利用者数	利用者合計	利用率
	個人 (A)	組合有 (B)	(C)	(A＋C)	(D)
石狩	2,522	28	599	3,121	30.0%
空知	11,944	145	3,117	15,061	58.6
上川	9,945	31	623	10,568	37.2
後志	1,007	348	7,099	8,106	93.7
桧山	152	1	20	172	4.8
渡島	187	18	421	608	10.0
胆振	1,285	53	1,107	2,392	42.8
日高	565	4	75	640	16.4
十勝	1,660	99	2,088	3,748	25.8
釧路	73	9	141	214	4.4
根室	70	23	386	456	17.7
網走	3,075	289	6,040	9,115	44.8
宗谷	62	4	63	125	6.1
留萌	793	40	736	1,529	36.9
合計（市部含）	23,428	1,098	23,058	56,486	38.2

出典　『農事実行組合要覧』（第6次）1941
注　(C)=(B)×平均組合員数
　　(D)=(A＋C)÷組合員数×100

熱病に対する総合防除法の開発を基礎に，その実行をはかるために農事実行組合に対する防除費が強化された点であり，水稲生産力上昇に大きな意味を持った[36]。

以上のように，第III期において生産力拡充政策は，その実施過程においても着実な成果をあげえたと評価しうるが，その一指標としての反収動向からもそれを確認しうる（図-2）。そして，その体制は，農事試験場の技術開発を基礎に，補助金政策によって町村農会を農事指導機関としてとり込み[37]，その下部機関たる農事実行組合を動員する形態によって推進されたというこ

36) 太田原高昭「北海道稲作の形成と農学研究」（『科学と思想』No. 29, 1978年）を参照されたい。

37) 町村農会の事業検討は，本稿では行なわないが，その事業内容については表-6および注34)を参照されたい。

とができる。いいかえれば，農事実行組合は，そうした体制の末端機関として，その実行主体としての機能を担ったということができる。

(2) 産業組合拡充運動と農事実行組合

農業合理化計画は生産力拡充政策＝農事奨励策を主軸に据え，農業経営の改善をはかる事をその中心課題としたが，それと密接不可分の関係にある農家経済問題をも包含するものであり，その部分において産業組合拡充，負債整理を課題とする経済更生計画と結合されていた。以下農家経済「更生」問題を中心に生産力拡充政策と金融，流通政策における農事実行組合の機能を粗描していく。

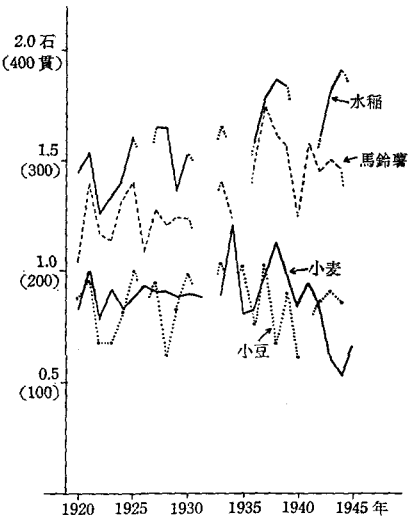

図—2 主要農産物の反収変化

出典 『北海道農産物累年統計書』
注 冷害年はカットした。
馬鈴薯は貫，その他は石

農業合理化計画は，町村農会技術員を事務嘱託員として行政にとりこみ，これまでにも触れてきた地域適合的な経営方式の上に，経済更生運動に対応した合理化計画を樹立せしめた。この5カ年計画策定においては，個別農家の経営設計→農事実行組合段階での部落計画→町村合理化計画の樹立という積み上げ方式がとられた。その計画の前提として，個々の農家経済の把握が不可欠となったが，その手段として，第II期以降奨励されてきた農家簿記の記帳が，農事実行組合ないしその班単位で本格化され，簿記研究会や相互検討会が産青連の下部組織である農事実行組合青年部を含め積極的に進められた。こうした農事実行組合単位での「農家設計」＝「共同設計」[38]は，一方では農家経済の節約，縮少という消極的な側面を持つとともに，技術改善を基礎として計画的合理的農家経営を確立するという積極面を有していた。

この後者の側面を共同販売と結びつけたものが，農事実行組合の産業組合

38) その具体的事例については，『北海道農業』26巻9，11号，1934年，渡島支庁八雲町柏木農事実行組合の事例参照。

法人加入であった。一般に農事実行組合の法人加入は，未加入農家の産組利用を可能にした点で評価されてきたが，実際には産業組合の法人利用率は1ケタ台にすぎない[39]。むしろ，その効果は産業組合への共同販売，共同購入により産業組合利用率を高め，かつ産業組合の膨張した業務を補完するところにあった。

例えば，戦時供出前，1938年の5農事実行組合の事例をみても，共同販売の内容が副次的農産物から主産物中心となり共販率も高まっている。また共同購入も肥料を中心に産業組合利用に集中している（表-9）。

こうした農事実行組合を中心とする産業組合利用率の高度化は，産組拡充

表—9　農事実行組合の経済事業とその推移（1938年）

町村名	共同販売	共同購入			
	計	計	肥料総購入量	肥料共同購入	比率
比布	29,002円	7,915円	(12,983貫)	(11,683貫) 5,170円	(89.9%)
常呂	16,000	2,500	850円	850円	(100.0)
苫前	21,547	2,884	3,079円	2,535円	(82.3)
ニセコ	18,825	—	—	—	—
稚内	14,005	8,038	(6,660貫)	3,077円	(?)
常呂村岐阜南部実行組合の経済事業の推移					
項目＼年次	1934	'35	'36	'37	'38
共同販売	7,800	8,500	7,300	14,500	16,000
農産物	(1,400俵) 7,800円	(1,500) 8,500	(1,800) 7,300	(2,500) 14,500	(2,700) 15,600
牛乳	—	—	—	—	400
共同購入	1,340	1,745	1,585	2,034	2,500
肥料	380	420	475	780	850
機械		390	60	134	50
生活必需品	960	935	1,050	1,120	1,600

出典　北海道農会『農業共同作業特別指導組合の概観（其一）』1939年.
注　農事実行組合名は上から，第9区，岐阜南部，第七区川北，ニセコ，上勇知南部

39) 1937年の法人利用率をみると，貯金，貸付金（年度末残高），販売，購買，利用事業は，それぞれ1.1, 2.7, 0.9, 1.5, 0.2%にしかすぎない。農事実行組合はむしろ産組，未加入者を加入予約貯金の方策により，加入促進をはかったのである。

運動として，農事実行組合青年部（一産青連）を中心とした出荷督励委員，販売促進隊などによる「啓蒙」によってすすめられた点が大きいが[40]，その根底には経済的根拠が存在した。それは農業倉庫利用に基づく生産物担保金融と共同計算による価格安定策であった。

特に前者は販売事業を信用事業，購買事業と結びつけ，産業組合の四種兼営としての展開を条件づけたものであったが，北海道においては，より高度な生産物担保金融が一定の進展をみせていた。それは，農事実行組合による共同販売出荷の連帯誓約書による信用貸付の形態である。この形態の場合，同時に共同購買申込書も提出し，信用部と購買（利用）部で貸越契約を結び，肥料および日用品購買は現金ではなく，産組発行の購買貯金通帳の使用によって行なわれた[41]。これによって下層をも含めた農事実行組合の共同販売が進み，それと並進的に信用事業，購買（利用）事業が推進されるというシステムが形成されたということができる。

このシステムの基礎となる計画出荷の推行のためには営農計画の確立が不可欠であり，先に指摘した農業合理化計画における農家経営設計がその前提となる。その意味でこのシステムは農会指導と産業組合利用が結合されて初めて可能であり，農事実行組合は生産力拡充政策および農家経済の計画化，産業組合拡充の結接点に位置していたといえよう[42]。

以上の分析からすでに明らかなように，第III期においては，農業合理化計画により農業実地指導地を拠点とした技術普及が一方で推進され，またそこでの農家経営設計をもとに生産物担保金融形態により共同販売・共同購買

40) 中嶋，前掲論文，p. 60.

41) こうしたシステムは，戦後北海道の農協で行なっている「組合員勘定制度」（クミカン）の前史として位置づけることができると考える。クミカンの内容については山尾政博「北海道における『組合員勘定制度』の成立と展開」（『農経論叢』37集，1981）を参照のこと。

42) 森正男『農事実行組合の運営』高陽書院，1937年，p. 82, 98。尚出荷誓約による購買品配給については，千歳村産業組合，新十津川産業組合の事例が紹介されている。その他事例としては，北海道庁経済更生課他『第二回本道ニ於ケル農会産業組合連絡協調優良事例実績』（1939年）の新十津川村（空知支庁），神楽村（上川支庁）の事例，産業組合中央会『優良農事実行組合に関する調査（一）』（1941年）の江別産業組合（石狩支庁），亀田村桔梗産業組合（渡島支庁）などがある。また，新十津川農協『組合のあゆみ』（1978年）には「生産物出荷誓約並に購買当座貸越取扱要項」が掲載されている。

が産業組合拡充と結びついて進展したということができる。そしてそこにおいて農事実行組合は生産力政策と流通・金融政策とを農家経済の計画化と共同責任体制によって媒介する機能をはたしていたのであり，こうした体制の確立によって，短期的とはいえ1930年代後半の農業生産力の発展がもたらされ，また北海道産業組合の躍進が可能となったのである。

おわりに

本稿では，1930年代北海道農政の中心に位置づく農村再編政策を生産力拡充政策と流通・金融政策の統一として把握し，前者の北海道に独自な生産力拡充政策を農業合理化計画に認めた。その農村内部における実行主体を町村農会を指導機関とする農事実行組合に求め，その事業内容の分析からその機能を把握してきた。それは町村農会を経由する「補助金農政」に規定的動機を与えられつつ，生産力拡充政策としては，第一次大戦後の地力問題，市場問題に対する一定の「解決」をはかり，他方経済更生運動と結合する農家経済の計画化により，販売事業を中心とする産業組合拡充の末端の担い手としての機能を果たしたとまとめうる。

こうした農村の組織化＝再編によって，北海道農業は農業恐慌につづく1931～35年の連続凶作を乗り切り，1936～39年の高次の生産力復起を一定程度成し遂げ，かつ農村資金の吸収という日本資本主義の要請に「答え」ていく。さらに，農事実行組合は戦時ファシズム下の経済統制末端機関として，かつまた思想動員の拠点として再編，変質させられていくのである。

<付記>　本稿は戦前北海道農政史研究会，小野雅之，玉真之介との共同研究であり，資料についても一部共同研究の成果を利用している。尚，本号所載，両氏論稿もあわせて参照されたい。